

三豊市立地適正化計画届出手引き

令和3年8月
三豊市

目 次

1. 届出制度について.....	1
1) 立地適正化計画.....	1
2) 届出制度の概要.....	1
3) 届出制度の留意事項.....	1
4) 届出制度の流れ.....	2
2. 居住誘導に係る届出制度（法第88条第1項）.....	3
1) 届出の対象区域.....	3
2) 届出の対象となる行為.....	3
3) 届出を要しない行為.....	4
4) 変更の届出.....	4
5) 届出書類.....	4
3. 都市機能誘導に係る届出制度（法第108条第1項及び第2項、第108条の2第1項）...5	5
1) 届出の対象区域.....	5
2) 届出の対象となる行為.....	5
3) 都市機能誘導施設.....	5
4) 届出を要しない行為.....	6
5) 変更の届出.....	7
6) 誘導施設の休廃止に係る届出.....	7
7) 届出書類.....	7
4. 居住誘導区域・都市機能誘導区域.....	8
5. 届出書の記入例.....	9
6. 届出制度に関するQ&A.....	16

1. 届出制度について

1) 立地適正化計画

立地適正化計画は、平成 26 年の都市再生特別措置法（以下、「法」という。）の改正により、創設されました。

急速な人口減少と少子高齢化が進むなかでも、都市全体の観点から、居住や都市機能（福祉、医療、商業等）の立地、公共交通の充実など、まちづくりに関するさまざまな施策と連携を図りつつ、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えに基づき、行政と住民や民間事業者が一体となり、コンパクトで持続的に発展するまちづくり形成に向けた取組の推進を目的とした計画です。

2) 届出制度の概要

届出制度は、立地適正化計画で定める誘導区域外における開発・建築等の行為や施設整備の動向を把握し、今後のまちづくりの取り組みに活かしていくことを目的としており、立地適正化計画の公表日から義務付けられます。

具体的には、「居住誘導区域外における一定規模の住宅の建築等」「都市機能誘導区域外における誘導施設の建築等」「都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止」を行う際に、都市再生特別措置法に基づき、行為（開発・建築等、休廃止）に着手する 30 日前までの届出が義務付けられます。

なお、届出した事項に変更が生じた場合（変更により届出を要しない行為となる場合を除く）は、変更に係る行為に着手する 30 日前までに届出が義務付けられます。

また、届出制度は「都市計画区域内」が対象であり、「都市計画区域外」における行為の際は、届出は必要ありません。

3) 届出制度の留意事項

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、届出の必要な行為を行った場合、法第 130 条に基づき、30 万円以下の罰金に処される場合があります。

届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条に基づく重要事項説明の対象となります。

4) 届出制度の流れ

行為に着手する30日前、開発・建築等の許認可の手続きの前までに、必要に応じて届出書及び添付書類を提出してください。



届出の提出先
三豊市建設部 都市整備課
〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
電話 (0875) 73-3048

2. 居住誘導に係る届出制度 (法第88条第1項)

1) 届出の対象区域

開発行為及び建築等行為を行おうとする敷地の全部が居住誘導区域外にある場合、届出の対象になります。

ただし、都市計画区域外は届出の対象外です。

2) 届出の対象となる行為

以下の開発行為及び建築等行為を行おうとする場合は、行為を着手する30日前までに届出が必要となります。

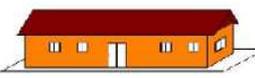
■開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

①の例示
3戸の開発行為 届



②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為 届



800㎡
2戸の開発行為 不要



■建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

①の例示
3戸の建築行為 届



1戸の建築行為 不要



◆届出の要否判断

行為の種類	建築する住宅の戸数 開発行為の規模	立地適正化計画区域 (=都市計画区域：三野町・豊中町・仁尾町の全域、高瀬町・詫間町の一部)		都市計画区域外
		居住誘導区域		
開発行為	3戸以上	不要	必要	不要
	1戸又は2戸かつ 規模 1,000㎡以上	不要	必要	不要
	1戸又は2戸かつ 規模 1,000㎡未満	不要	不要	不要
建築等行為 (新築・改築・用途変更)	3戸以上	不要	必要	不要
	3戸未満	不要	不要	不要

3) 届出を要しない行為

以下の行為については届出の必要はありません。(法第 88 条第 1 項ただし書き)

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の住宅等の新築、改築・用途変更で①の住宅等とする行為
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

4) 変更の届出

届出内容を変更しようとするとき(変更により届出を要しない行為になる場合を除く。)は、変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに、行為の変更届出書を提出してください。(法第 88 条第 2 項)

5) 届出書類

対象行為	届出書類	備考
開発行為	届出書(様式 1)	P9 参照
	添付図書	
	①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設(道路等)を表示する図面	縮尺 1/1,000 以上
	②設計図	縮尺 1/100 以上
	③その他参考となる事項を記載した図書	位置図、求積図など
建築行為等	届出書(様式 2)	P10 参照
	添付図書	
	①敷地内における住宅等の位置を表示する図面	縮尺 1/100 以上
	②住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図	縮尺 1/50 以上
	③その他参考となる事項を記載した図書	位置図、求積図など
変更	届出書(様式 3)	P11 参照
	添付図書(上記のそれぞれの場合と同じ)	

※手続きを代理人に委任する場合は、委任状(様式は任意)を添付してください。

※控えが必要な場合は、副本をご用意ください。

各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

3. 都市機能誘導に係る届出制度 (法第108条第1項及び第2項、第108条の2第1項)

1) 届出の対象区域

開発行為及び建築等行為を行おうとする敷地の全部が都市機能誘導区域外にある場合、届出の対象になります。

ただし、都市計画区域外は届出の対象外です。

2) 届出の対象となる行為

以下の開発行為及び建築等行為を行おうとする場合は、行為を着手する30日前までに届出が必要となります。

また、都市機能誘導区域内の既存の誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、休止(廃止)する日の30日前までに届出が必要となります。

■開発行為

○都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■建築等行為

○都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

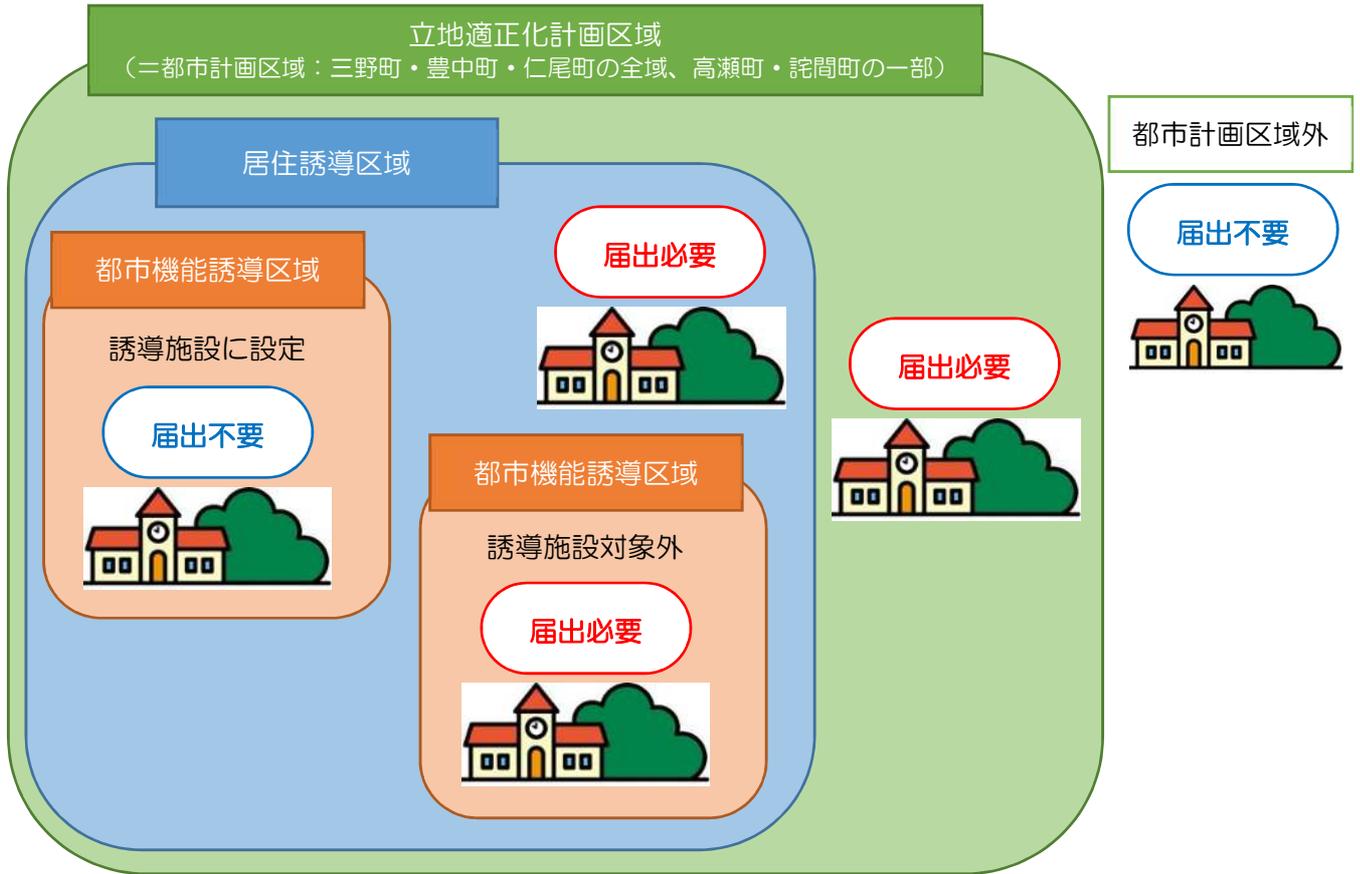
○建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合

○建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合

3) 都市機能誘導施設

機能	根拠等	高瀬	詫間
子育て支援 複合施設等	子育ての用に供し、広く市民に対して総合的なサービスを提供する施設	○	—
スーパー等(床面積3千㎡以上)	店舗等の床面積が3千㎡を超える商業施設	○	○
銀行等	銀行法第2条に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法第3条及び協同組合による金融事業に関する法律第3条に規定する信用組合	○	○
市役所等	各種行政サービスの中核的な機能を有し、交通利便性の高い拠点において、複合的なサービスを一括で提供することが効果的と考えられる施設	○	○

◆届出の要否判断（例：子育て支援複合施設を新築する場合）



行為の種類	立地適正化計画区域 (=都市計画区域：三野町・豊中町・仁尾町の全域、高瀬町・詫間町の一部)				都市計画区域外
	居住誘導区域				
	都市機能誘導区域				
	「子育て支援複合施設」	「スーパー」			
開発行為	不要	必要	必要	必要	不要
建築等行為	不要	必要	必要	必要	不要

※「 」内は誘導対象となる施設を示しています。

4) 届出を要しない行為

以下の行為については届出の必要はありません。（法第 108 条第 1 項ただし書き）

- ① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ② ①の建築物の新築、改築・用途変更で①の建築物とする行為
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

5) 変更の届出

届出内容を変更しようとするとき(変更により届出を要しない行為になる場合を除く。)は、変更に係る行為に着手する日の30日前までに、行為の変更届出書を提出してください。(法第108条第2項)

6) 誘導施設の休廃止に係る届出

三豊市立地適正化計画に掲げる都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合、届出が必要になります。(法第108条の2)

◆届出の要否判断(例:子育て支援複合施設を廃止する場合)

行為の種類	立地適正化計画区域 (=都市計画区域:三野町・豊中町・仁尾町の全域、高瀬町・詫間町の一部)				都市計画区域外
	居住誘導区域			不要	
	都市機能誘導区域		不要		
	「子育て支援複合施設」	「スーパー」			
休廃止	必要	不要	不要	不要	不要

※「 」内は誘導対象となる施設を示しています。

7) 届出書類

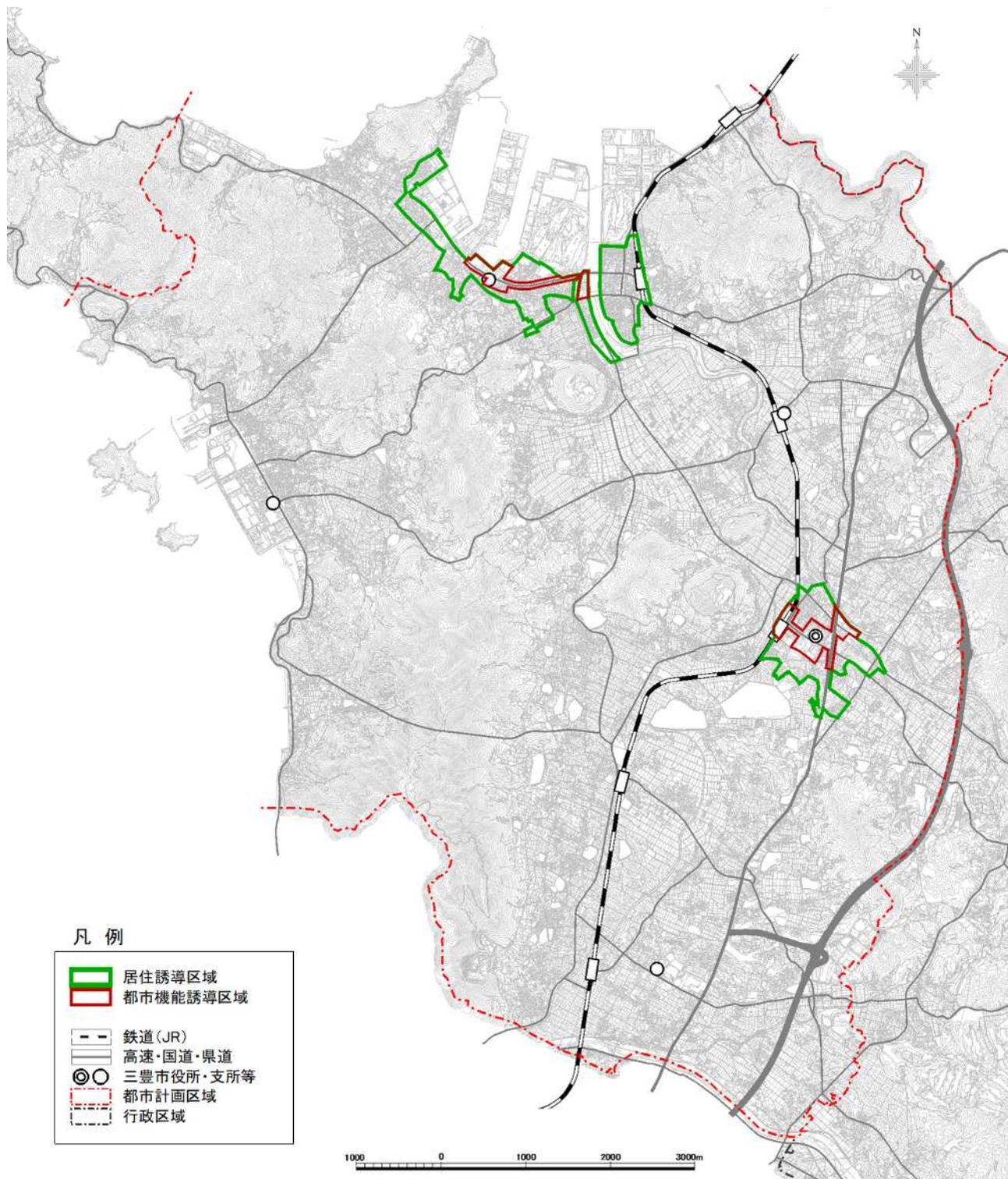
対象行為	届出書類	備考
開発行為	届出書(様式4)	P12参照
	添付図書	
	①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設(道路等)を表示する図面	縮尺 1/1,000 以上
	②設計図	縮尺 1/100 以上
	③その他参考となる事項を記載した図書	位置図、求積図など
建築行為等	届出書(様式5)	P13参照
	添付図書	
	①敷地内における建築物の位置を表示する図面	縮尺 1/100 以上
	②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図	縮尺 1/50 以上
	③その他参考となる事項を記載した図書	位置図、求積図など
変更	届出書(様式6)	P14参照
	添付図書(上記のそれぞれの場合と同じ)	
休・廃止	届出書(様式7)	P15参照
	添付図書(原則不要)	

※手続きを代理人に委任する場合は、委任状(様式は任意)を添付してください。

※控えが必要な場合は、副本をご用意ください。

各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

4. 居住誘導区域・都市機能誘導区域



誘導区域の詳細については、三豊市都市整備課（☎0875-73-3048）でご確認ください

5. 届出書の記入例

様式1 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 ●年 ●月 ●日

三豊市長 宛

届出者 住所 三豊市●●町●●番地●
氏名 ●●株式会社
代表取締役 ●● ●● (押印不要)

・届出日(行為着手の30日前まで)を記入

・届出者が個人の場合は、住所・氏名、法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入
・押印は不要

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	三豊市●●町●●番地●
	2 開発区域の面積	●, ●●●. ● m ²
	3 住宅等の用途	一戸建ての住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和 ●年 ●月 ●日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ●年 ●月 ●日
	6 その他必要な事項	【住宅用区画数】 ●区画 【担当者連絡先】 氏名 ●● ●● 連絡先 ●●●●-●●●●-●●●●

・該当する以下の用途を記入
一戸建ての住宅
兼用住宅
長屋
共同住宅

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式2 (都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

・いずれかを選択

について、下記により届け出ます。

・届出日(行為着手の30日前まで)を記入

令和 ●年 ●月 ●日

三豊市長 宛

・届出者が個人の場合は、住所・氏名、法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入
・押印は不要

届出者 住所 三豊市●●町●●番地●
氏名 ●●株式会社
代表取締役 ●● ●● (押印不要)

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地番	三豊市●●町●●番地● ほか▲筆
	地目	宅地
	面積	●, ●●●. ● m ²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅 (●戸)	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	・該当する以下の用途を記入 一戸建ての住宅 兼用住宅 長屋 共同住宅	
4 その他必要な事項	【着工予定年月日】 令和 ●年 ●月 ●日 【完了予定年月日】 令和 ●年 ●月 ●日 【担当者連絡先】 氏名 ●● ●● 連絡先 ●●●-●●●-●●●●	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式3 (都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)

行為の変更届出書

・届出日(行為着手の30日前まで)を記入

令和 ●年 ●月 ●日

三豊市長宛

・届出者が個人の場合は、住所・氏名、法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入
・押印は不要

届出者 住所 三豊市●●町●●番地●
氏名 ●●株式会社
代表取締役 ●● ●● (押印不要)

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

・当初届出の項目、変更前・変更後の内容がわかるように記入

1 当初の届出年月日 令和 ●年 ●月 ●日

2 変更の内容
住宅等の用途、戸数の変更
【変更前】一戸建ての住宅10戸 【変更後】共同住宅8戸
着手予定日の変更
【変更前】令和●年6月1日 【変更後】令和●年7月1日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 ●年 ●月 ●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 ●年 ●月 ●日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式4 (都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 ●年 ●月 ●日

三豊市長 宛

届出者 住所 三豊市●●町●●番地●
氏名 ●●株式会社
代表取締役 ●● ●● (押印不要)

・届出日(行為着手の30日前まで)を記入

・届出者が個人の場合は、住所・氏名、法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入
・押印は不要

・誘導施設か否かを判断できるように記入
・商業施設は店舗面積も記入

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	三豊市●●町●●番地●
	2 開発区域の面積	●, ●●●. ● m ²
	3 建築物の用途	大規模商業施設 (店舗面積 ●, ●●●. ● m ²)
	4 工事の着手予定年月日	令和 ●年 ●月 ●日
	5 工事の完了予定年月日	令和 ●年 ●月 ●日
	6 その他必要な事項	【住宅用区画数】 ●区画 【担当者連絡先】 氏名 ●● ●● 連絡先 ●●●●-●●●●-●●●●●●

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式5 (都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物
 の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

・いずれかを選択

・届出日（行為着手の30日前まで）を記入

令和 ●年 ●月 ●日

三豊市長 宛

・届出者が個人の場合は、住所・氏名、法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入
 ・押印は不要

届出者 住所 三豊市●●町●●番地●●

氏名 ●●株式会社

代表取締役 ●● ●● (押印不要)

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地番	三豊市●●町●●番地●● ほか▲筆
	地目	宅地
	面積	●, ●●●. ● m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	大規模商業施設 (店舗面積 ●, ●●●. ● m ²)	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	 ・誘導施設か否かを判断できるように記入 ・商業施設は店舗面積も記入 	
4 その他必要な事項	【着工予定年月日】 令和 ●年 ●月 ●日 【完了予定年月日】 令和 ●年 ●月 ●日 【担当者連絡先】 氏名 ●● ●● 連絡先 ●●●-●●●-●●●●	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式6 (都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)

行為の変更届出書

・届出日(行為着手の30日前まで)を記入

令和 ●年 ●月 ●日

三豊市長 宛

・届出者が個人の場合は、住所・氏名、法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入
・押印は不要

届出者 住所 三豊市●●町●●番地●
氏名 ●●株式会社
代表取締役 ●● ●● (押印不要)

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

1 当初の届出年月日 令和 ●年 ●月 ●日

・当初届出の項目、変更前・変更後の内容がわかるように記入

2 変更の内容 大規模商業施設の床面積の変更
【変更前】 4,000㎡ 【変更後】 3,500㎡

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 ●年 ●月 ●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 ●年 ●月 ●日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式7 (都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)

誘導施設の休廃止届出書

・届出日(行為着手の30日前まで)を記入

令和 ●年 ●月 ●日

三豊市長

宛

・届出者が個人の場合は、住所・氏名、法人の場合は、法人の所在地・名称・代表者氏名を記入
・押印は不要

届出者 住所 三豊市●●町●●番地●
氏名 ●●株式会社
代表取締役 ●● ●● (押印不要)

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休**止・廃止**)について、下記により届け出ます。

・いずれかを選択

1 休止(廃止)しようとする名称 ●●ショッピングセンター
誘導施設の名称、用途 用途 大規模商業施設(店舗面積3,500㎡)
及び所在地 所在地 三豊市●●町●●番地● ほか▲筆

2 休止(廃止)しようとする年月日 令和 ●年 ●月 ●日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間 令和 ●年 ●月 ●日まで

・事務所など、誘導施設に該当しない用途で使用する場合に記入

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
事務所として使用

4 休止(廃止)に伴う措置 (2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項
取り壊し、敷地は売却予定
除却予定時期：令和●年●月●日頃

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

6. 届出制度に関するQ & A

① 立地適正化計画および届出制度について

Q 1	三豊市立地適正化計画とは、どのような計画ですか？
A 1	<p>都市再生特別措置法（以下「法」という。）の一部改正（平成 26 年）により、『立地適正化計画制度』が創設されました。</p> <p>三豊市では、人口減少や少子高齢化を背景として、生活利便性の低下や財政状況の悪化が懸念されており、持続可能な都市経営による安全・安心で快適な生活環境の実現が求められています。</p> <p>こうしたことから、三豊市第2次総合計画が掲げる「One MITOYO」の実現をめざし、行政と市民、事業者が協力して「多極分散・ネットワーク型」のまちづくりを進めていくための指針となる「三豊市立地適正化計画」を策定し、令和3年8月2日に公表します。詳しくは、「三豊市立地適正化計画」（三豊市ホームページに掲載）をご覧ください。</p>
Q 2	誘導区域外の開発や誘導施設の整備は規制されるのですか？
A 2	<p>届出制度は、立地適正化計画で定める誘導区域外における開発・建築等の行為や施設整備の動向を把握し、今後のまちづくりの取り組みに活かしていくことを目的としており、区域外での開発や誘導施設の整備を規制するものではありません。</p> <p>ただし、三豊市がめざすまちづくりに支障があると認められる場合には、届出者に対して勧告等の必要な措置を行うことができます。</p>

② 届出の対象区域について

Q 3	誘導区域や都市計画区域はどこで確認できますか？
A 3	概略の区域図を P8 に掲載しています。また、区域の詳細は三豊市都市整備課でご確認ください。
Q 4	都市計画区域外も届出の対象区域となりますか？
A 4	都市計画区域外は、立地適正化計画の区域外となるため、届出の対象外となります。
Q 5	敷地が届出対象区域の内外にわたる場合は、届出は必要ですか？
A 5	<p>敷地の一部でも誘導区域内にあれば、届出は不要です。</p> <p>ただし、敷地に一部でも「防災上の観点から居住誘導区域に含めない区域」が含まれる場合は、誘導区域外の取り扱いとし、届出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・浸水想定区域（洪水 3.0m 以上、高潮 3.0m 以上）・津波浸水想定における浸水の区域（L 2 最大の浸水深が 2 m 以上の区域） <p>一方、都市機能誘導施設の休・廃止に関しては、土地の一部でも誘導区域内であれば届出が必要になります。</p>

③ 届出の対象となる都市機能誘導施設（都市機能誘導に係る届出制度）

Q6	都市機能誘導施設以外の施設については、届出は必要ないですか？
A6	都市機能誘導施設（P5参照）以外の施設は、都市機能誘導区域の内外を問わず届出は不要です。
Q7	都市機能誘導施設を含む複合施設は届出の対象となりますか？
A7	一部でも都市機能誘導施設を有する場合は届出の対象となります。
Q8	仮設建築物も届出の対象となりますか？
A8	仮設建築物は届出の対象となりません。
Q9	1つの建築物に複数の誘導施設を有する場合、それぞれに届出が必要ですか？
A9	建築物が1つである場合は、届出は1つでかまいません。
Q10	都市機能誘導区域内の別の場所に誘導施設を移転する場合も届出が必要ですか？
A10	廃止に係る届出のみ必要です。

④ 届出の対象となる住宅（居住誘導に係る届出制度）

Q11	届出の対象となる住宅とはどのようなものですか？
A11	本届出制度における住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。建築基準法の運用における住宅の取り扱いを参考としてください。
Q12	3戸以上の住宅を新築しようとする場合とは、どのような場合ですか？
A12	同じ建築主が、同一時期に、隣接しあう土地に3戸以上の住宅を建築する場合、届出の対象となります。
Q13	3戸の長屋1棟を新築する場合、届出は必要ですか？
A13	3戸以上の住宅の新築となりますので、届出の対象となります。
Q14	サービス付高齢者住宅、社宅も届出の対象となる住宅となりますか？
A14	実態に応じて、建築基準法の運用において共同住宅に該当すると判断されるものは、本届出制度における住宅として取り扱います。 寄宿舍に該当すると判断されるものは、住宅として取り扱いません。

⑤ 届出の期日等

Q15	届出制度の運用開始はいつからですか？
A15	三豊市立地適正化計画の公表と同時に、届出制度の運用が開始されます。
Q16	「行為着手の30日前」が運用開始前の場合はどうすればよいですか？
A16	運用開始以降に行為着手する場合は、届出が必要となります。あらかじめ三豊市都市整備課にご相談いただき、運用開始後、速やかに届出を提出願います。
Q17	開発許可申請や建築確認申請との提出時期の前後関係は？
A17	法的な前後関係の定めはありませんが、届出の趣旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や建築確認申請等に先立ち届出をお願いします。

⑥ 届出の手続き

Q18	届出の書類はどこで入手できますか？
A18	「三豊市立地適正化計画」(三豊市ホームページに掲載)にてダウンロードができます。また、三豊市都市整備課の窓口でも配布しています。
Q19	届出者はだれになりますか？
A19	開発行為の場合は開発行為者。建築等行為の場合は建築主が届出者となります。
Q20	届出は何部必要ですか？
A20	1部提出をお願いします。 なお、控えが必要な場合は、副本を併せて提出して下さい。
Q21	開発行為について届出を行った場合、その後、同一箇所で行う建築行為についても届出が必要でしょうか？
A21	開発行為と建築行為は別の届出となるため、それぞれに届出が必要となります。
Q22	今後、誘導区域や誘導施設が変更されることはありますか？
A22	立地適正化計画は、必要に応じて見直しを行います。これにより、誘導区域や誘導施設が変更となる可能性もあります。
Q23	届出をしなかった場合、罰則はありますか？
A23	届出をしない、または虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。
Q24	不動産取引での取り扱いはどのようになりますか？
A24	宅地建物取引業法第35条 重要事項の説明等の対象となります。
Q25	届出後に通知等がありますか？
A25	基本的には届出受理をもって、手続きは完了です。ただし、必要がある場合のみ、届出者に対して指導・助言または勧告を行うことがあります。